

国民年金保険料を『クレジットカード』でお支払いいただけます

国民年金保険料のクレジットカード支払いについて

クレジットカード支払いは、事前に申込用紙をご提出いただき、以後、将来の保険料を定期的にクレジットカード会社が立替払いし、クレジットカード会社からカード会員に請求する方法です。

- ▽金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示、お支払いいただく方法ではありません。
- ▽過去の未払い分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

お支払い方法

毎月支払い、1年分支払い(前納)、半年分支払い(前納)の3とおりのお支払い方法があります。

対象となる保険料等

- ▽お支払いいただける保険料は、「定額保険料」および「付加保険料込みの定額保険料」となります。(保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません。)
- ▽クレジットカード支払いは、口座振替割引が適用されません。
- ▽カード会社へのお支払回数は、1回払いのみとなります。(分割払いやリボ払い等のご利用いただけません。)

お申し込み方法

- ▽クレジットカード支払いをご希望の場合は、「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項を記入のうえ、お近くの社会保険事務所へご提出ください。
- ▽「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」は、社会保険事務所、市役所、町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。郵送もいたしますので、お近くの社会保険事務所へご連絡ください。また、社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)からもダウンロードできます。

ご利用いただけるクレジットカード

次のクレジットカードをご利用いただけます。

- ▽イオンクレジット
 - ▽NC日商連
 - ▽OMC
 - ▽OC
 - ▽Orico
 - ▽セゾン
 - ▽JCB
 - ▽ダイナースクラブ
 - ▽ジャックス
 - ▽セントラルファイナンス
 - ▽東急
 - ▽トヨタファイナンス
 - ▽日専連
 - ▽三井住友
 - ▽三菱UFJニコス
 - ▽モデルクレジット
 - ▽ヤフー
 - ▽ライフ
 - ▽UC
 - ▽VISA
 - ▽Master
- ※一部対象とならないカードもございます。詳しくはカード発行会社までお問い合わせください。

その他

- ▽3月1日以降に前納をお申し込みいただいた場合は、次の前納期(4月または10月)までは、毎月支払いとなる場合があります。
- お申し込み後、カード会社に確認を行い、ご利用いただけることが確認でき次第、お客様にカード支払い開始の通知をお送りします。
- カード会社への確認の結果、ご利用いただけない場合があります。なお、その際にご利用いただけない旨をご連絡するとともに、お申込前の支払い方法を継続させていただきます。
- カード名義人の続柄が本人・配偶者以外の場合、電話または文書で同意確認をさせていただく場合があります。

■問合先 大和高田社会保険事務所 ☎0745・22・3531